

プレスリリース

反捕鯨団体シー・シェパードによる妨害行為（第2報）

平成 25 年 2 月 20 日
財団法人日本鯨類研究所

2 月 20 日午前 11 時頃（日本時間）から 12 時頃にかけての間、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）船団に属する調査母船日新丸（NM）への補給船による補給作業に対し、シー・シェパード（SS）妨害船スティーブ・アーウィン（SI 号、オランダ船籍）、ボブ・バーカー（BB 号、オランダ船籍）及びサム・サイモン（SmS 号、豪州船籍）による妨害を受けた。

1. NM が補給船から給油を受けるために横付けしようとしていたところ、SS 妨害船の SI 号、BB 号及び SmS 号が NM や補給船に無謀な異常接近を繰り返し、給油作業を妨害した。その過程で、SS 妨害船（少なくとも SI 号が 1 回、BB 号が 2 回、SmS 号 1 回）が NM との接触を発生させたほか、BB 号が補給船とも接触した。
 2. これらの妨害行為により、NM などの調査船及び補給船の乗組員に怪我はなかった。しかしながら、船舶の被害として、NM は船体船首部における船体のへこみ、ハンドレール破損、補給船は左舷側の船体のへこみ、ハンドレールの破損などがあった。なお、船体の航行能力に被害はない。
 3. NM はこれら妨害行為に対し、放水及び音声による警告を繰り返し行ったが、SS の危険極まりない妨害行為によって、給油作業を試み続けることは困難と判断し、中断した。
- 昨年 12 月 17 日、米国の第九巡回区控訴裁判所は、SS、ポール・ワトソン及び彼らと呼応して活動する者に対し、①調査船への物理的攻撃、調査船の安全航行を脅かす航行の禁止、②調査船の 500 ヤード（約 457 メートル）以内への接近の禁止を命ずる仮処分命令を出している。
 - 当研究所は、先月下旬 SS が仮処分命令に違反して調査船に接近したとして、既に控訴裁判所に法廷侮辱の申し立てを行っており、2 月 15 日の妨害行為に続き、今回の妨害行為についても、追加して裁判所に証拠を提出する予定である。
 - 日本が実施している JARPA II は国際捕鯨取締条約に基づく合法的な調査活動である。今回の SS の妨害行為は、船舶の運航に必要な不可欠な燃料の補給を妨害するものであって、調査捕鯨に従事する我が国の船舶及び乗組員の生命・財産を脅かすものであり、決して許されるものではない。当研究所は、

SS 妨害船の旗国及び寄港国であるオランダ、豪州及びニュージーランド並びに SS が本部を置く米国といった関係国が、SS の一連の犯罪行為を放置することなく、利用可能なあらゆる手段を講じて厳正に対応することを強く求める。

- SS は、補給船から調査船への給油中に燃油が流出していると主張しているが、補給船から調査船への給油は、完全密閉した送油管を通じて行っており、補給作業中に燃油が船外に漏れることは、あり得ない。
また、SS は補給船が氷山に衝突し、積載している燃油が流出しているとの噂を流布しているが、そのような事実は全くない。
- 国際条約上、南極海で使用・運搬ができる燃油については、一定の基準が定められているが、補給船が運搬している燃油は、この基準を満たしており、何ら国際条約に違反するものではない。

<http://www.icrwhale.org/gpandseaJapane.html>